

建築関係手続き

県証紙の廃止に伴い、

令和5年10月1日から手数料の納付方法が変わります

納付方法の手順

本庁
(審査窓口)各県民局
(申請窓口)
(審査窓口)地域事務所
(東備・井笠・勝英)
(申請窓口)
(審査窓口)

※下記お問い合わせ窓口参照

市町村
(申請窓口)

※下記お問い合わせ窓口参照

①手数料確認依頼

事前に窓口又は電話で
手数料の確認を行う

②金額告知

岡山県手数料等(POS)
納付連絡票の配布又は金額の記入⑤宅造法、建築物
省エネ法等納付済証を申請書に
貼付し、提出

⑤建基法、都計法

申請者

③納付

金額が記載された岡山県
手数料等(POS)納付連
絡票を持参④会計レシート
・納付済証交付収納専用窓口
(POSレジ)

〈設置場所〉

- ・本庁
- ・備前県民局
- ・備中県民局
- ・美作県民局
- ・東備地域事務所
- ・井笠地域事務所
- ・高梁地域事務所
- ・新見地域事務所
- ・真庭地域事務所
- ・勝英地域事務所
など

※建築基準法、都市計画法開発許可等は、各審査窓口(本庁・各県民局・各地域事務所)で手数料額の確認を行い、手数料の納付後、納付済証を貼付した申請書を市町村の申請窓口にて提出してください。

※宅地造成等規制法許可、建築物省エネ法等については、上記①、⑤が同一窓口になります。

※手数料の納付は上記収納専用窓口になり、市町村での支払いができなくなります。

岡山県手数料等 (POS) 納付連絡票

コード	290000000874	サンプル
手続名称	建築確認(建築物)(変更含む)< §6-1>	
略称	建築確認(建築物)(変更含む)	
単価		
数量		
金額		確認欄



■手数料等の納付方法の流れ

- ①左記用紙は、申請等の内容に合わせた手数料等を納付いただくためのPOSレジ用のバーコードを付設した「岡山県手数料等(POS)納付連絡票」です。
- ②本連絡票を収納専用窓口にご持参の上、手数料等を納付してください。
- ③収納専用窓口で手数料を納付されましたら、納付済証(シールラベル)を受け取り、申請書類に貼付の上、各申請窓口へ提出してください。

※宅地建物取引業の支払い手続きは別途定めています。
岡山県土木部都市局建築指導課街づくり推進班
TEL:086-226-7450

未使用証紙の還付(買取)は、令和10年(2028年)9月末まで行います。還付方法などは順次、出納局会計課ホームページでご案内します。<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>



お問い合わせ窓口(各地域を所管する審査窓口にお願いします。)

建築基準法、建築物省エネ法等

- ・岡山県土木部都市局建築指導課建築審査班(一部許可のみ)
TEL:086-226-7499

- ・備前県民局建設部管理課建築指導班
(赤磐市、瀬戸内市、備前市、吉備中央町、和気町)
TEL:086-233-9847

- ・備中県民局建設部管理課建築指導班
(浅口市、井原市、高梁市、里庄町、早島町、矢掛町)
TEL:086-434-7160

- ・美作県民局建設部管理課建築指導班
(真庭市、美作市、鏡野町、久米南町、勝央町、新庄村、奈義町、西栗倉村、美咲町)
TEL:0868-23-1260

都市計画法開発許可等

- ・岡山県土木部都市局建築指導課開発指導班
TEL:086-226-7503

宅地造成等規制法許可

- ・東備地域事務所地域管理課(備前市)
TEL:0869-92-5170

- ・井笠地域事務所地域管理課(井原市)
TEL:0865-69-1634

- ・美作県民局建設部管理課管理班(津山市、美咲町)
TEL:0868-23-1437

- ・勝英地域事務所地域維持補修課(美作市、勝央町)
TEL:0868-73-4076